

## 綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市内の居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に一定期間就労している介護支援専門員に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 要介護者又は要支援者の相談に応じ、適切な介護保険サービス等を利用できるように市町村及び介護保険サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の7に規定する介護支援専門員証の交付を受けた者
- (2) 居宅介護支援事業所 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所
- (3) 居宅サービス計画 法第8条第24項に規定する計画
- (4) 介護予防支援事業所 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う事業所
- (5) 介護予防サービス計画 法第8条の2第16項に規定する計画

### (対象者)

第3条 この奨励金の対象者は、介護支援専門員のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、綾瀬市内に所在する居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（以下「対象事業所」という。）に就労していること。
- (2) 申請年度の12月末日時点において、対象事業所における就労期間（以下「対象期間」という。）が3か月以上であること。
- (3) 申請年度の10月から12月までの期間において、介護サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画等」という。）の1か月当たりの作成件数の平均値が、20件以上であること。

2 前項に規定する対象期間及び介護サービス計画等の作成件数の平均値の算出は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第2号の対象期間は、申請日に就労している事業所における対象期間のほ

か、過去に就労していた他の対象事業所における就労期間も合算するものとする。

(2) 前項第2号の対象期間における開始月及び終了月は、次のとおりとする。

イ 月の途中から対象事業所に就労した場合は、開始月は当該月の翌月とする。

ロ 月の途中で対象事業所を退職した場合は、終了月は当該月の前月とする。

(3) 前項第3号の介護サービス計画等の作成件数の平均値は、各月の末日時点で担当する利用者数をもとに算出するものとする。

(4) 前項第3号の平均値は、小数点以下を切り捨てるものとする。

( 奨励金の額 )

第4条 奨励金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 対象期間5年以上 20,000円

(2) 対象期間3年以上5年未満 15,000円

(3) 対象期間3か月以上3年未満 10,000円

( 奨励金の申請等 )

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 介護支援専門員証の写し

(2) 雇用契約書等、申請者が対象事業所に就労していること分かる書類の写し

2 前項の規定による申請は、年度ごとに行うものとし、申請は申請年度の1月末日までに行わなければならない。

( 調査 )

第6条 市長は、必要があると認めるときは、申請者及び対象事業所等に対して就労状況を確認するための調査をすることができる。

( 奨励金の決定 )

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付について適否を決定の上、綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付(不交付)決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

( 奨励金の請求 )

第 8 条 奨励金の交付決定を受けた者は、決定通知書を受理した日から起算して 30 日以内に、綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、奨励金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 受給者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(2) その他市長が適当でないとしたとき。

2 前項の規定により、奨励金の交付決定を取り消したときは、綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付決定取消通知書（第 4 号様式）により、受給者に通知するものとする。

（返還）

第 10 条 前条の規定により、奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に行った交付があるときは、奨励金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、返還を命じた場合における返還の期限は、市長が定める日とする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所

申請者 氏 名

電 話

綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付要綱第5条の規定により、必要書類を添えて申請します。

1 就労状況等（申請日時点）

就 労 事 業 所	名称				
	サービス種別	介護予防支援		居宅介護支援	
	就労開始年月日	年 月 日			
担当利用者数 （各月末日時点）	10月 件	11月 件	12月 件	3か月間平均 件	
対象期間区分 1	5年以上 3年以上5年未満 3か月以上3年未満				

- 1 過去に市内の他の対象事業所に就労していた期間も合算して要件を満たす場合、裏面の「2 その他就労期間」も記載してください。

添付書類

- 1 介護支援専門員証の写し
- 2 雇用契約書等、対象事業所に就労していること分かる書類の写し

## 2 その他就労期間

その他就労事業所	名称			
	サービス種別	介護予防支援	居宅介護支援	
	就労開始年月日	年	月	日
	就労終了年月日	年	月	日
その他就労事業所	名称			
	サービス種別	介護予防支援	居宅介護支援	
	就労開始年月日	年	月	日
	就労終了年月日	年	月	日
その他就労事業所	名称			
	サービス種別	介護予防支援	居宅介護支援	
	就労開始年月日	年	月	日
	就労終了年月日	年	月	日
その他就労事業所	名称			
	サービス種別	介護予防支援	居宅介護支援	
	就労開始年月日	年	月	日
	就労終了年月日	年	月	日
その他就労事業所	名称			
	サービス種別	介護予防支援	居宅介護支援	
	就労開始年月日	年	月	日
	就労終了年月日	年	月	日

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	交付する （対象期間区分： ） 交付しない （理由： ）
交付決定額	円

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住 所

申請者 氏 名

電 話

年 月 日付けで交付決定を受けた件につきまして、綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金の交付を請求します。

交付請求額	円									
振込口座	フリガナ									
	口座名義人									
	金融機関コード					店番号				
	金融機関名					支店名				
	預金種目	普通	・	当座	口座番号					

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで交付決定を行った綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金について、綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの理由	
--------	--